

知多北部広域連合選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項並びに第291条の6第1項及び第2項の規定による直接請求をする場合の署名を必要とする選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和8年6月10日

知多北部広域連合選挙管理委員会
委員長 稗 田 とし恵

- 1 条例の制定若しくは改廃又は監査を請求するために必要な数（選挙権を有する者の総数の50分の1の数）

5,492人

- 2 議会の解散、長の解職、主要公務員の解職又は広域連合の規約の変更の要請を請求するために必要な数（選挙権を有する者の総数の3分の1の数）

91,529人

- 3 議会の議員の解職を請求するために必要な数（当該議員を選挙した議会が置かれている市町の区域における選挙権を有する者の総数の3分の1の数）

当該議員を選挙した議会 が置かれている市町	請求するために 必要な数
東 海 市	30,631人
大 府 市	24,578人
知 多 市	22,866人
東 浦 町	13,454人